

## 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

### 1. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者および相続人等その他の本預金に係る債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、本預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 当行が関東財務局からの認可を受けた異動事由（預金種類ごとの異動事由は、後記「2.（預金種類ごとの認可を受けた異動事由）」参照）
  - A. 預金者等の申出による預金通帳、入金通帳または証書の発行、記帳または繰越があったこと（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下、「規則」といいます。）第4条第3項第1号）
  - B. 預金者等によるATMでの残高照会（規則第4条第3項第2号）
  - C. 預金者等の申出による口座移管（規則第4条第3項第3号）
  - D. 同一の預金口座に複数の預金が預入れられている場合、同一の口座に預入れられている他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む）について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第7号）
  - E. 総合口座取引として利用している他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）
  - F. インターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金のいずれかについて、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）

### 2. （預金種類ごとの認可を受けた異動事由）

預金種類	認可を受けた異動事由
・当座預金	・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 ①入金通帳の発行 ②入金通帳の繰越

預金種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金</li> <li>・決済用普通預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第2号のうち預金者等によるATMでの残高照会（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第2号のうち預金者等によるATMでの残高照会（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税準備預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳の繰越</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日指定定期預金（自由金利型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳又は証書の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が入入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>

預金種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期預金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳又は証書の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由金利型定期預金（大口定期預金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳又は証書の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息分割受取型定期預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳又は証書の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>

預金種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利定期預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由               <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳又は証書の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・半年複利型定期預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由               <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳又は証書の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日指定型自動積立定期預金（スーパー積立）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由               <ul style="list-style-type: none"> <li>①預金通帳の発行</li> <li>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③預金通帳の繰越</li> </ul> </li> <li>・規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>

預金種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンドレス型自動積立定期預金（個人専用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳又は証書の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳又は証書の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期積金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の発行</li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合口座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳の繰越</li> </ul> </li> <li>・ 規則第4条第3項第2号のうち預金者等によるATMでの残高照会（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第3号のうち預金者等の申出による口座移管（当行が把握できる場合に限る。）</li> <li>・ 規則第4条第3項第7号のうち複数の預金が預入れられた口座の場合に、同一の口座の他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうち総合口座取引として利用している他の預金に異動が生じたこと</li> <li>・ 規則第4条第3項第6号のうちインターネットバンキング利用規定にもとづき利用口座として登録した場合に、利用口座として登録した他の預金に異動が生じたこと</li> </ul>

預金種類	認可を受けた異動事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非居住者円普通預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年2月18日以降に限る。）</li> <li>③ 預金通帳の繰越</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非居住者円定期預金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による以下の事由               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預金通帳の発行</li> <li>② 預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。）</li> <li>③ 預金通帳の繰越</li> </ul> </li> </ul>

以 上